

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正により、運転免許の種類として新たに準中型自動車免許および準中型自動車仮運転免許（以下「準中型自動車免許等」という。）が設けられるほか、臨時の認知機能検査および当該検査の結果に基づく高齢者講習の新設等に伴い、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部が改正され、準中型自動車免許等に係る手数料の額の標準が定められたことなどから、これらの手数料の額を設定するなどするため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 準中型自動車免許等に係る手数料の額を設定することとします。（別表関係）
- (2) 大型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車仮運転免許および中型自動車仮運転免許に係る手数料の一部について、その額を改定することとします。（別表関係）
- (3) 高齢者講習に係る講習手数料の額を改めるとともに、臨時高齢者講習の講習手数料の額を設定することとします。（別表関係）
- (4) 特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）の受講料の額を改定することとします。（別表関係）
- (5) その他
 - ア この条例は、平成29年3月12日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。